

生活福祉資金(コロナ特例貸付) 総合支援資金【延長貸付】の償還免除について

※日本語を母語としない方もお読みになるため、一部平易な表現を使っています。

あなたが借りたコロナ特例貸付は、国の決めた要件にあてはまる場合、必要な書類を提出し、社会福祉協議会から免除決定が通知されることで、貸付金の償還（借りているお金を返すこと）が免除となります。

※手続きを行わない場合は償還が開始されます。

1 償還免除の手続き

償還免除の手続きは、借りた資金の種類ごとに、別々の年にすることになっています。

令和5年には「総合支援資金(延長貸付)」が償還免除の対象となります。

資金の種類	緊急小口資金	総合支援資金 初回 (1か月～3か月目)	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
償還免除の手続きをする年	令和4年 (2022年)		令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)

2 令和5年(2023年)に償還免除になる条件

令和5年度に、「あなた(借りた人)」と「あなた(借りた人)の世帯主」が両方「住民税均等割・所得割どちらも非課税(住民税を支払う必要がない)」であると、償還免除になります。

例		令和5年度(2023年度)の住民税		➔ 免除の対象外
あなた	➔ 非課税	あなた	➔ 課税	
世帯主	➔ 課税	世帯主	➔ 非課税	

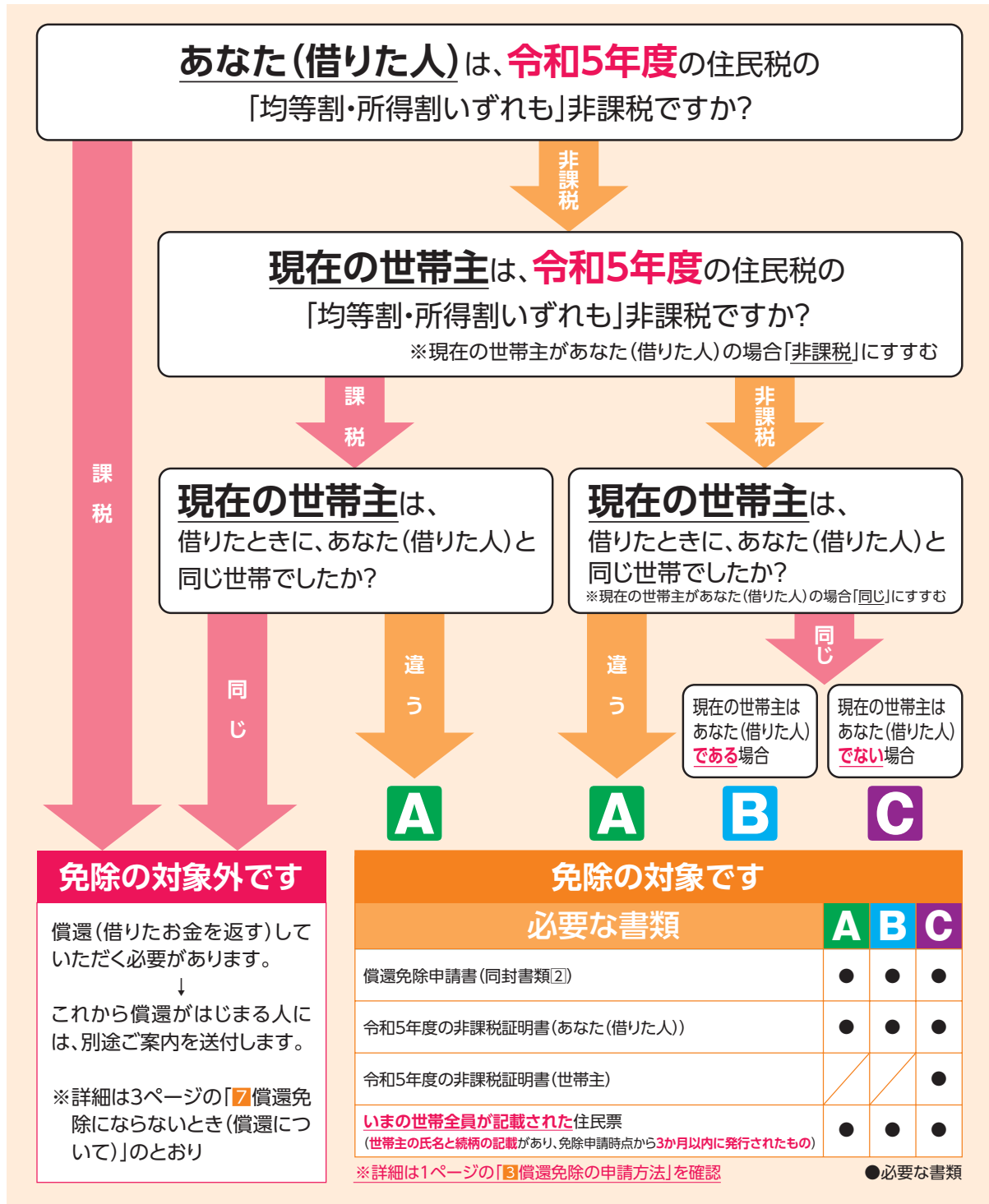
3 償還免除の申請方法

- 申請期限 令和5年 **8月31日(木)** ※当日消印有効
- 申請先 借入申込をされた市町村社会福祉協議会
➔ 返信用封筒に切手を貼って、郵送してください。
- 必要書類
 - ①償還免除申請書(同封している書類②)
 - ②令和5年度の非課税証明書 ➔ 【あなた(借りた人)と世帯主の分】
 - ③ **いまの世帯全員が記載された住民票**
➔ **世帯主の氏名と続柄の記載**があり、免除申請時点から **3か月以内に発行**されたもの

あなたが償還免除になるかどうかなどを調べるために、次のページをご覧ください

4 償還免除になるかどうかの確認

償還免除の要件にあてはまるかどうかなど、次のフローチャート(やじるし)で確認してください。



●償還免除申請書「(同封書類②)世帯の状況」の☑のつけかた

- ・フローチャート(やじるし)で確認したABCにあてはまる☐のひとつに☑をつけてください。
- ・実際の申請書にABCの記載はありません。

<p>世帯の状況 ※いずれかひとつに☑をつける</p>	<p style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">B</p> <p>☑ 現在、私(借受人)が世帯主である</p>	
	<p style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">A</p> <p>☑ 現在は借受人以外の者が世帯主であり、かつ現在の世帯主は貸付申請時に借受人とは別世帯</p> <p>☐ 現在は借受人以外の者が世帯主であるが、DVIによる避難等により世帯主の所得証明書を取得できない</p>	<p style="background-color: #6a3d9a; color: white; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold;">C</p> <p>☑ 左記のいずれにも当てはまらない場合</p>

5 住民税について確認する方法

社会福祉協議会では「非課税」「課税」の確認はできません。

〈住民税の確認方法例〉

- ・住民税が課税されている方 → 毎年6月に市町村から送られる「納税通知書」で確認
- ・給与所得がある方 → 毎年5月頃にお勤め先を通じて送られる「税額通知書」で確認
- ・年金を受給されている方 → 「年金振込通知書」等で住民税が天引きされていないか確認

- 働いている会社やお店が、市町村に給与の報告をしていない場合、自分で確定申告または住民税の申告をしないと、「非課税」「課税」の確認はできません。
- 令和5年度住民税の非課税証明書の発行は、令和5年6月1日以降となっています。

6 償還免除申請の結果

令和5年9月以降に、償還免除になったかどうか、手紙でお知らせします。

償還免除の審査状況などについては、一切お答えできませんので、**お問合せはお控えください。**

7 償還免除にならないとき(償還について)

償還免除にならなかった人は、**償還**がはじまる約2か月前にご案内を送ります。

借入申込時にお届けいただいた銀行口座から、償還金を毎月20日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に引き落としします。

償還金額は、借入申込時にご指定いただいたとおりです。

8 令和5年度(2023年度)から住民税が非課税となった方へ 償還中の債務が一部免除になる場合があります

令和5年度に住民税が非課税となった場合には、申請に基づき**2年目以降の償還を免除**することができます。

既に償還が開始となっている方には、5月下旬から6月上旬に「償還残額のお知らせ」を送付します。そちらに免除申請の方法等を同封いたしますので確認いただき、対象となる方は手続きをよろしくお願ひします。



9 総合支援資金(再貸付)の償還免除手続き

「総合支援資金(再貸付)」の償還免除手続きは、令和6年です。
手続きの時期になれば改めてご案内します。

資金の種類	総合支援資金 (延長貸付)	総合支援資金 (再貸付)
償還免除の手続きをする年	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)



10 お問い合わせ先

償還免除の要件など、全般的なお問合せ先

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター

Tel : 0120-46-1999 受付時間：9時～17時(平日)

申請手続きに関するお問合せ先

借入申込をされた市町村社会福祉協議会

※連絡先は【同封のご案内用紙(あなたのあて名が書かれているA4用紙)の「③お問合せ先
○申請手続きに関するお問合せ先】に記載しています。

ご注意ください

- 償還免除対象であっても、申請をしないと免除にはなりません。
- 償還免除申請の申請期限は令和5年(2023年) **8月31日(木) (当日消印有効)** です。
- 申請期限を過ぎた場合は、償還免除の手続きが遅れ、一部、償還(借りているお金を返すこと)がはじまってしまいます。
- 償還された金額は、償還免除の対象となりませんので、ご注意ください。